

山形市有屋内体育施設の一部利用制限等の延長について

緊急事態宣言発出後、施設利用に係る感染拡大防止を図るため、市有施設(屋内運動施設)の一部利用制限を実施しておりますが、緊急事態宣言期間の延長に伴い、利用制限の期間を下記の通り**4月25日(日)**まで延長しますのでお知らせします。

1.一部利用制限する施設

施設の名称		期間	制限の内容
山形市総合スポーツセンター	第二体育館、武道場、弓道場 きらやかスタジアム屋内練習場 (第一体育館は工事の為閉館中)	4/2(金) ～25(日)	・期間中の利用に係る新規受付を停止 (事前に予約済みの場合は使用可) ・個人利用停止は継続
	屋内プール	4/2(金) ～25(日)	・期間中の利用に係る新規受付を停止 (事前に予約済みの場合は使用可) ・期間中の個人利用を停止
	トレーニングルーム	4/2(金) ～25(日)	・期間中の個人利用を停止
市内体育館等 福祉・南部・江南・沼の辺体育館 山形市弓道場	4/2(金) ～25(日)	・期間中の利用に係る新規受付を停止 (事前に予約済みの場合は使用可)	

従来からの対策を継続するもの

- ・更衣室等の利用不可、施設利用時の名簿記入、飲食等の禁止
- ・各競技団体等が策定する感染防止対策に関する指針等の遵守

2.その他

- ・緊急事態宣言期間が延長されるなどした場合には、制限期間を変更する場合があります。

指定管理者 (公財)山形市スポーツ協会